

トランプ氏、パイプライン建設推進へ大統領令に署名

- トランプ大統領はオバマ政権の環境政策を覆し、2つの原油パイプラインの建設を推進する大統領令に署名。
- キーストーンXLはカナダ産原油をメキシコ湾岸へ輸送するパイプライン。今後は国務省の審査を経て、建設開始へ。
- 大手MLPが主導するダコタ・アクセス・パイプラインは、今後の連邦機関の承認手続きが進めば、早期の完成が可能に。
- トランプ政権のエネルギー政策を追い風に、MLP市場に対する投資家の再評価が進むことが期待される。

トランプ大統領はパイプラインの建設推進を承認

トランプ大統領は1月24日、環境問題を背景にオバマ政権が建設許可を保留してきたキーストーンXLパイプラインとダコタ・アクセス・パイプラインの建設を推進する大統領令に署名しました(図1)。

カナダのトランス・カナダ社が進めるキーストーンXLパイプラインは、カナダ産原油を製油所が集積するテキサス州メキシコ湾岸へ輸送する計画です。トランス・カナダ社は大統領令を受けて、1月26日に同パイプラインの建設再申請を行っており、今後、国務省による審査を経て、パイプラインの建設が開始されるとみられます。

大手MLPが主導するダコタ・アクセス・パイプライン

ダコタ・アクセス・パイプラインはノースダコタ州バッケン産のシェール・オイルをイリノイ州バトカを経由して、メキシコ湾岸へ輸送する計画です。ダコタ・アクセス・パイプラインは、大手MLPのエナジー・トランスファー・パートナーズやスノ・ロジスティクス・パートナーズが主導するプロジェクトで、既に全ルートの90%は建設工事が完成しています。

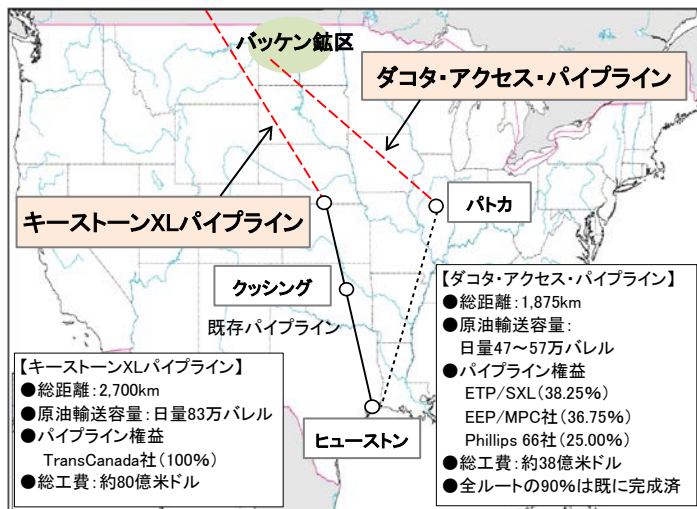
大統領令を受けて連邦機関の承認手続きが迅速になれば、ノースダコタ州オアヘ湖の地下を通ず残り約300mのパイプライン建設は早期の完成が可能とみられます。パイプラインが稼働すれば、権益を持つMLPにとって手数料収入増による業績押し上げ効果が見込まれます。

トランプ政権のエネルギー政策がMLPの追い風に

2016年11月8日の米大統領選挙以降、トランプ政権のエネルギー政策が追い風となり、MLPは米国株(S&P500指数)をアウトパフォームする傾向が続いています(図2)。

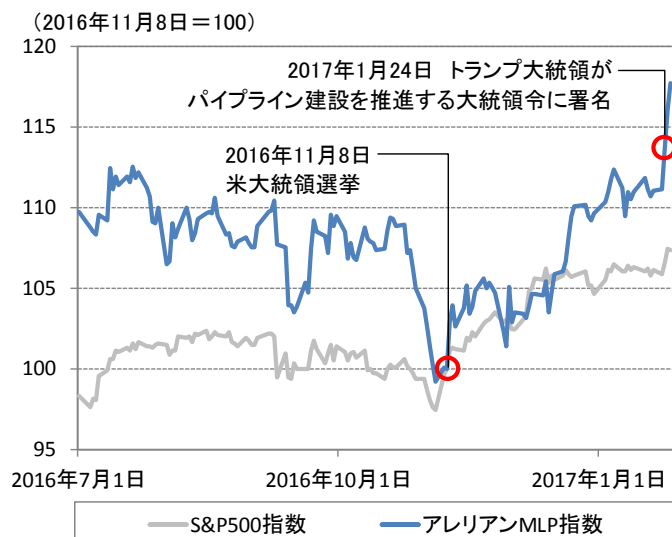
今回、原油パイプライン建設を推進する大統領令という形で、トランプ大統領のエネルギー産業への規制緩和策が実行に移されたことにより、今後、MLP市場に対する投資家の再評価が進むことが期待されます。

図1:トランプ大統領が承認した原油パイプライン計画



(出所)各種資料よりレグ・メイソン・アセット・マネジメント作成
(注)ETP=Energy Transfer Partners LP (中流MLP)
SXL=Sunoco Logistics Partners LP (中流MLP)
EEP=Enbridge Energy Partners LP (中流MLP)
MPC社=Marathon Petroleum社 (石油精製企業)

図2:米大統領選挙後のMLPと米国株の推移



(出所)ブルームバーグ (期間)2016年7月1日~2017年1月26日
(注)いずれの指数も配当を含まない価格指数。

【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■投資信託に係る費用について

2017年1月現在

<p>ご購入時手数料 《上限4.32% (税込み)》</p>	<p>投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。</p>
<p>運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816% (税込み)》</p>	<p>投資家はその投資信託を保有する期間に応じたかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。</p>
<p>信託財産留保額 《上限0.5%》</p>	<p>投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会